

岐阜県農地中間管理機構と岐阜県農業委員会ネットワーク機構及び岐阜県扱い手農業者組織との農地中間管理事業に係る連携に関する協定書

平成28年10月19日

岐阜県農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）（以下「甲」という。）、岐阜県農業委員会ネットワーク機構（一般社団法人岐阜県農業会議）（以下「乙」という。）及び岐阜県扱い手農業者組織（岐阜県農業法人協会、岐阜県稻作経営者会議、岐阜県稻作経営者会議青年部及び岐阜県農業参入法人連絡協議会）（以下「丙」という。）は、農林水産省及び岐阜県を立会人として、農地中間管理事業（以下「本事業」という。）を活用した農地集積・集約化を促進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が本事業に係る連携のもと、農業経営の規模拡大や農地の集積・集約化、農外からの新規参入等を促進し、農地利用の効率化や高度化を図るとともに、本事業の利活用の促進を図ることを目的とする。

（農地中間管理事業の活用促進）

第2条 甲、乙及び丙は、本事業の活用を通じた効率的かつ適正な農地利用を促進するため、次に掲げる事項に積極的に取り組むこととする。

- (1) 甲は、丙の会員の生産活動と地域農業との調和のとれた健全な発展を図るために、丙の会員が利用する農地について、当該農地を管轄する自治体等へ丙の会員が甲から借り受けている旨を伝え、各自治体等との連携に努めること。
- (2) 乙は、農地利用の効率化や高度化を図るため、農業委員会に対して、法人を含む地域の扱い手農業者と農地所有者との協議及び協力を進めるよう働きかけること。
- (3) 丙は、本事業を促進するため、丙の会員が現在利用する農地の利活用に係る手続きを可能な限り本事業へ移行するよう努めること。

（農地中間管理事業推進協議会）

第3条 前条の活動を円滑に推進するため、甲、乙、丙などを構成員とした農地中間管理事業推進協議会を開催し、定期的に情報及び意見の交換を行う。

（公表及び周知）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定の内容を公表し、県内農業者、自治体を含め広く周知する。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、甲、乙及び丙のいずれもが期間満了の3か月前までに協定を更新しない旨の意思表示を行わなかった場合は、さらに1年間を延長し、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙及び丙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲、乙、丙及び立会人署名押印の上、各自その1通を所持する。

甲 岐阜県農地中間管理機構
一般社団法人岐阜県農畜産公社
理事長

乙 岐阜県農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人岐阜県農業会議
会長

丙1 岐阜県農業法人協会
会長

丙2 岐阜県稻作経営者会議
会長

丙3 岐阜県稻作経営者会議青年部
会長

丙4 岐阜県農業参入法人連絡協議会
会長

立会人 農林水産省東海農政局
局長

立会人 岐阜県農政部
部長

平井孝義



鷹見郁雄



大西産



後藤昌宏



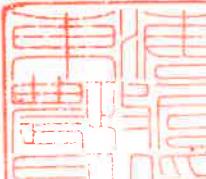
安藤重治



和仁松男



田辺義貴



高木敏彦

